

議案第 5 4 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）による高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）の一部改正に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議するため、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、この案を提出するものである。